

議案第66号

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第6条 新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告等を勘案し、議会議員、特別職の職員及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、本案を提出する。